

令和7年度諫早市農業委員会 第6回総会議事録

1 開催日時 令和7年9月29日（月）開会 午後2時00分～閉会 午後2時55分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (15人)

会長 20番 久本純造

会長職務代理者 19番 前田貞松

農業委員 1番 久保繁

4番 立森和富

8番 補伽文夫

13番 野田浩

18番 増山時子

2番 牟田直志

3番 西口雪夫

5番 林田芳信

6番 平野和敏

9番 森田正男

12番 江崎義明

14番 泉野政則

15番 田渕勇二

4 欠席委員 (5人) 7番 増田真美子 10番 中島康範 11番 松本秀徳
16番 山開博俊 17番 池田武弘

5 議案

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する
意見聴取の件

第5号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）の件

6 報告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農地法第5条の規定による許可処分取消願受理の件

第6号 農地改良等届出書受理の件

第7号 非農地通知申出書受理の件

7 その他

8 事務局

局長 諸岡昌史 次長 嶋田弘樹 事務職員 久間利彦
事務職員 俣野海喜

9 議事

(開会)

議長 これより、「令和7年度諫早市農業委員会第6回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、15名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

なお、7番・増田真美子委員、10番・中島康範委員、11番・松本秀徳委員、
16番・山開博俊委員、17番・池田武弘委員から欠席の届出がっております。
以上で報告を終わります。

議長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議なしということでありますので、議事録署名人に18番・増山時子委員、1番・久保繁委員のご両人にお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」について説明いたします。今月は3件の農用地利用計画変更に伴う意見徴取がございます。1番につきましては、農振法第13条第2項に基づき(1)代替地がないこと、(2)農用地の周辺部であること、(3)担い手への農地利用集積への影響がないこと、(4)土地改良施設への影響がないこと、(5)基盤整備事業から8年を経過していることなどの5つの要件を全て満たすものに限り、農用地からの除外できるものとし、2番及び3番については、軽微な変更によるものとし、諫早市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番、多良見町野副の畠1筆898m²のうち13.36m²の農地について、農用地区域からの除外する申し出です。本件は平成6年5月に申出人の親族が隣接地に住宅を建築した際、境界を誤認し、庭地として利用していたものです。今回追認という形での、農用地区域からの除外の申出となっております。除外後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。

2番、飯盛町上原の田1筆831m²の農地について、農業用倉庫を設置するため

に農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。本件は、飯盛町等において営農されている申出人が、新たな農業用倉庫を整備するため農業用施設用地へ変更する申出となります。なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第4条の農地転用申請をする予定となっております。

3番、高来町坂元の田4筆合計358m²の農地について、耕作道路を設置するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。本件は、高来町において営農されている申出人が、耕作道路を整備するため、農業用施設用地へ変更する申出となります。なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第5条の農地転用申請をする予定となっております。議案第1号につきましては、以上となります。

- 議長 議案第1号の説明がありましたが、1番について何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。
- 議長 次に2番について、何かご質問はありません
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、2番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、2番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することに決定いたします。
- 議長 次に3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、3番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、3番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することに決定いたします。
- (議案第2号)
- 議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について、ご説明いたします。
- 1番、中央地区、本明町の農地1筆、786m²について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、11,490m²です。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされていま

す。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約2分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、有喜地区、中通町の農地2筆、61.33m²について、耕作に便利なため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、7,968.33m²です。軽トラックやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約50年間従事されており、譲受人宅から申請地までは徒歩で約10分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、飯盛町後田の農地1筆、2,611m²について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は、18,358m²です。トラクターや耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約16年間従事されており、譲受人宅から申請地までは車で約2分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、高来町汲水の農地11筆、7,614.14m²について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は、9,987.14m²です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、小長井町打越及び小川原浦の農地5筆、5,271m²について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、28,933.70m²です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約3年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、小長井町小川原浦の農地1筆、660m²について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は、4,140m²です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されております。また農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番について中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通して、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしくお願いします。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者あり)
議長 次に、2番について有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
議員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議長 次に、3番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
議員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、人参を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議長 次に、4番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
議員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議長 次に、5番と6番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
議員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において、年間を通し、水稻、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見で

した。ご審議のほどよろしくお願ひします。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において、年間を通し、キュウリ、ナス等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないと意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号)

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、小川町の田1筆247m²の農地について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造2階建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.6m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

2番、早見町の畠1筆792m²の農地のうち法面等を除く有効利用面積530.96m²について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。なお、令和7年8月27日付けで農用地からの除外がなされています。

3番、中通町の田3筆502m²の農地と併用地を合わせた合計556m²について駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請人は板金業を営んでおりますが、代車及び修理車両用の駐車場が不足している

ため、新たに駐車場を整備するものです。盛土を最高0.5m施し、土留め工事により、土砂等の流出を防ぎます。雨水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については通帳で確認しています。

4番、中通町の田2筆合計497m²の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定（永久）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はありませんが、既存の石垣を使用しますので被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

5番、破籠井町の田畠8筆合計2,930m²の農地を作業場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は金属販売業を新たに始めたため、鉄、非鉄金属の分別仕分けを行う作業場を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地は農地法施行前から宅地であり、資金については残高証明書で確認しています。

6番、白浜町の畠1筆240m²の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.35m、切土を最高0.31m施し、土留め工事と擁壁を設けることにより土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条建築許可申請中です。

7番、森山町本村の畠1筆342m²の農地と併用地を合わせた合計526.83m²について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、森山支所からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。盛土を最高0.8m施しますが、石積みで囲まれているため、土砂等の流出の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。法定外公共物の用途廃止要望書提出済みです。

8番、森山町上井牟田の畠1筆330m²の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農

振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.35m、切土を最高0.35m施し、土留め工事を行いますので土砂等の流出の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については融資証明書で確認しています。

9番、飯盛町平古場の田1筆280m²の農地について住宅用地（一般住宅）する転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題なく、資金については融資証明書で確認しています。

10番、飯盛町開の田1筆962m²の農地について住居及び事業用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定（永久）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅と借受人が経営する会社が利用する資材を置くための倉庫の建築と、事業用車両のための駐車場を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については河川に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から河川に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書と通帳で確認しています。

11番、高来町黒崎の田1筆398m²の農地について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、水道・下水道管の2管が通る道路に接し、おおむね500m以内に2以上の公共施設等がある農地ですので第3種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はありませんが、土留め工事をおこなうため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

12番、小長井町遠竹の畠2筆合計694m²の農地について住宅用地（農家住宅）とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はありませんが、緩衝地を設けるため被害の恐れはありません。雨水については河川に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から河川に放流します。隣接する農地は貸渡人の自己所有であり問題なく、資金については融資証明書で確認しています。なお、令和7年8月27日付で農用地からの除外がなされております。議案第3号につきましては、以上となります。

- 議長 議案第3号の説明がありましたので、1番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議議委員 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、2番から4番について有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
2番から4番まで説明いたします。2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。
3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。
4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 2番から4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、2番から4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、2番から4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議議委員 次に、5番について真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、作業場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議議委員 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、6番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

- 委 員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番と8番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、9番と10番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 9番と10番について説明いたします。9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住居及び事業用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、11番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

- 委 員 11番、担当地区的推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 11番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、11番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 員 次に、12番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 議 員 12番、担当地区的推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（農家住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 12番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、12番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、12番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第4号)
- 議 長 次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」について、ご説明いたします。
- 1番、中央地区福田町の農地1筆を新規設定による賃貸借10年で貸付ける申出です。
- 2番、小野地区小野島町の農地5筆を新規設定による使用貸借10年で貸付ける申出です。
- 3番、多良見町佐瀬の農地4筆を新規設定による使用貸借10年で貸付ける申出です。
- 4番と5番は借受人が同一の案件となります。4番、森山町本村及び田尻の農地5筆と5番、森山町本村の農地1筆を再設定による使用貸借10年で貸付ける申出です。
- 6番と7番は借受人が同一の案件となります。6番、森山町田尻の農地1筆と7番、森山町田尻の農地1筆を再設定による使用貸借10年で貸付ける申出です。
- 8番、小長井町大堀の農地2筆を新規設定による使用貸借10年で貸付ける申出です。

続きまして、議案第4号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている有喜地区早見町の農地2筆について、9番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画となっています。

以上 第4号議案の1番から9番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の要件を満たしています。また、1番から9番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の1番から9番の説明がありましたので、1番から9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から9番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から9番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第5号)

議長 次に、議案第5号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)についてご説明いたします。

17ページをお開き下さい。5月から7月にかけて農業委員及び推進委員からご意見をいただき、8月28日の運営委員会での協議を経て、市長へ提出する意見書として取りまとめたものです。項目を4つに分けて作成しており、要点のみ説明いたします。

1項目目の担い手への農地利用の集積・集約化の推進については、地域計画の実現と、ブラックアップという新たな課題に対応していくため、継続した活動の推進のお願い。作業効率を改善する農機具の導入費やリース費用への補助及び労力軽減のため、園内道や作業道等への整備に対し、引き続き支援と拡充を求める。過疎化が進む地域においては、かんがい施設の整備や防草対策への支援のお願い。農薬散布や自動水管理システムで大幅な労力の軽減が期待されるので、スマート農業を導入するため、国・県へ補助事業の働きかけのお願い。

次に、2項目目の遊休農地の発生防止と解消に関する施策の推進については、遊休農地の解消を積極的に推進するため、遊休農地解消緊急対策事業の交付単価増額を国・県に対して要請のお願い。中山間地域等直接支払交付金等の日本型直接支払制度は、集落機能の維持・発展には有効であることから、交付単価のさらなる充実を図るなど、国・県に対して要請のお願い。基盤整備事業の事業採択のハードルが高いことから、要件の緩和についての検討のお願い。

次に、3項目の新規参入等に関する施策の推進については、研修施設等の整備（トレーニングファーム）や、一定期間新規就農者が生活できる住居の提供などの支援の要望。農業機械や施設の導入など、初期投資に対する支援制度の拡充や親元就農者への支援について、引き続き国・県へ補助事業拡充の働きかけのお願い。就農後に離農する者も少なくないことから、県やJA等と緊密に連携したサポート体制の強化、就農後の状況調査の継続並びに新規就農者の情報提供のお願い。

次に、4項目の「その他」の、一つ目、有害鳥獣等の対策については農作物に限らず、農業用水路などでイノシシによる土砂等の堆積、破損等が頻発していることから、用水路等の改修、補修材料等への支援のお願い。ワイヤーメッシュ柵や電気柵の出入口部分が脆弱であるため、補強する資材等も補助対象に含めていただきたい。補助には、受益戸数が3戸以上という要件があるため、年々、個人での補助申請を認めて欲しいという声が高まっていることから、本市でも個人申請を可能とする制度の導入について早急な検討のお願い。諫早湾干拓の干陸地では、干陸地の雑木等の伐採など適切な管理を引き続き国や県へ働きかけのお願い。カラスやカモ、スクミリングガイによる被害も依然として継続しているため、駆除や捕獲に対する支援の拡充や防鳥用の被覆資材への支援のお願い。

次に、「その他」の二つ目、農業経営の安定化に対する支援については、農業生産資材等の高騰分への十分な補助金等の支援策と、農業生産資材等の価格低減対策を講ずるよう引き続き国・県に対して要請のお願い。生産者が安心して農業に取組めるような農作物の価格安定対策について、国の施策へ反映されるよう働きかけのお願いといたしております。

また、地区協議会においてご意見をいただいた内容について説明します。項目2の中で、基盤整備事業の要件緩和をお願いしたところで、現在10アールの要件を5アールにできないかということと、項目4の中でジャンボタニシの駆除に対する補助について、毎年意見書に記載しておりますが、なかなか採択されないということで、ご意見をいただいております。

頂いたご意見につきましては、意見書を手渡しにて提出する際、当局との意見交換を行う予定ですので、出席する委員より口頭にて直接、要望を伝えることといたしたいと思っております。

以上、本案につきましては、議案書（案）のとおり提出させていただきたくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 議案第5号について、意見書の案ということで事務局から説明をいただきましたけれど、そのことで皆さんからご意見はありませんか。もし、よろしければこのような形で提出したいと思っております。何かご意見はありませんか。

委員 今、事務局から説明があったのですけれど基盤整備事業が10アールから5アールにとありましたが、10ヘクタール5ヘクタールではないですか。

事務局 すみません、おっしゃるとおりです。条件を10ヘクタールから5ヘクタールに縮小できないかという声がありましたので、そういう風に説明させていただきたいと思います。

- 委 員 総面積で伊木力の方も使われると思ったものですから確認しました。
- 議 長 総面積に関しましては、農地中間管理機構の中で、公社が全て借り受けて基盤整備をして、それを営農者に貸し出すという制度もありますので、基盤整備事業と合わせて総面積においては中間管理機構を利用して、そして中間管理機構が全て借り受けて、それを借り受ける方は負担料という形でやるという事業もありますので、ただその事業に関しては前もって農業振興課等を通じて振興公社に申込みを先にやっておき予算化して、その次の年になるので少し時間がかかります。総面積でいくのであれば、そういう方法もあります。ここには書いていませんけれど、そのようなお考えがあるようならどうでしょうか。
- 委 員 詳しいことは、後で聞きます。ありがとうございました。
- 議 長 他に何かございませんでしょうか。なければ、A地区で推進委員の方から意見書の最後に「農業経営の安定化に対する支援について」というところに書いてありますけれど、令和の米騒動ということで、今、諫早市の本野地区にあるライスセンターが廃止になるということで、本野地区のほとんどの農家さんがJA集荷でなく、一般の業者さんへの出荷となっている。そういうことも踏まえ、また小規模農家さんが高齢化も含めてどんどん減っていくということで、日本の主食でもある米を作っている農家さんに関するところをもっと重点的に言ってくれというようなご意見もありました。ここにはそこまで書いていませんけれど、意見交換の場で農業委員・推進委員さんの方から、米の生産についてのご意見もあるということを伝えたいたいと思いますので、そこら辺はご了承ください。
- 議 長 他に何かご意見はありませんか。
- 委 員 先日の地区協議会で話があったのですけれど、イノシシが干陸地に繁殖して被害が出ている。去年まではそこまでなかったが、今年は岩場つたにイノシシが入ってきて、ものすごく被害がっている。長田で言えば長田川の下流域なのですけれど、ここの農地2反ぐらい全てやられた。それでイノシシが入れば土が臭くなる。匂いが移ることになり、それで全部刈り取ってしまうことになる。ただ専用のところは入口だけ刈れば良いのですけれど、川の場合は出入が自由に出来るものですから、対策がかなり厳しいと思っています。その辺は、大変なことなのでよろしくお願いします。
- 事 務 局 ありがとうございました。19ページに干陸地のことは書いています。これは、昨年と全く同じ文言となっています。そこはご理解していただきたいと思います。
- 議 長 一応、ここには諫早湾干拓の干陸地となっています。ただ事務局からも説明がありましたけれど、干陸地でひとくくりということですけれど、大方の人は干陸地と言えば諫早湾干拓周辺の干陸地という風に思われているかもしれませんのですけれど、今の件は本明川を渡って長田地区と言いますか、猿崎町、白浜町、正久寺町、高天町、長田町、それから西里町のそこら辺を渡って来ているということで、この干陸地のイノシシ対策というのが、今、諫早湾干拓の方も個々で対策をやっていて、土地の所有者の振興公社の方にイノシシ対策をやってくれということをお願いしたのですけれど、振興公社としては基本的には土地所有者でなく、営農者で考えて

くれというようなことで、ちょっとそこら辺の温度差があったという風には思っております。ただ今回、今まで絶対来ないと思っていたところが、イノシシがあがって来たということで、皆さん高齢化とそれから米は今年高いですけれど、何かこういうのが日常になれば、もう米作をやめるきっかけになるのかというような事もあって、機械更新の機会やイノシシを機に農業から撤退するような機運がちらほら見受けられますので、そこら辺も意見交換の場で干陸地と併せて、旧干陸地と言いますか、従来の干陸地と言いますか、そこら辺にイノシシが来ているということで、その対策、それからワイヤーメッシュ柵が良いのか、何が良いのか、ちょっとそこら辺の要望等もしたいと思いますけれど、そういう形でよろしいでしょうか。

委 員 高来地区では、イノシシが干陸地からあがってきて田んぼをやられていますから、猟銃師さん達にワナをかけてくれと言ったのですけれど、そこの場所はワナをかけたら禁猟区なので違反になるそうです。それで国土交通省と交渉をしまして、市役所からも来てもらってワナをかけました。そしたら、干陸地で13匹獲れました。そしたら一気に減ってですね。干陸地あたりは、禁猟区で免許を取り上げられるということで、誰もワナをかけてくれませんので、そこで特別に頼んで設置しました。

議 長 ありがとうございました。委員さんから情報をたくさんいただきましたので、そこら辺を含めて市の方にお願いし、また国土交通省がどこら辺まで管理しているか、全てそうなっているのでしょうか、そこら辺も含めてお願いしたいと思います。

議 長 他に何か意見はありませんか。なければ、この意見書について、今ご意見が出たことも踏まえて、10月29日に諫早市の方に意見書を提出させて頂きたいと思いますので、ご了承をよろしくお願ひいたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

中央地区から4件、小栗地区から1件、小野地区から5件、有喜地区から3件、本野地区から2件、長田地区から4件、多良見地区から1件、森山地区から1件、飯盛地区から2件、高来地区から3件、小長井地区から1件、合計27件出ています。届出理由は、すべて相続により農地の所有権を取得したためとなっております。

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

有喜地区から2件、飯盛地区から25件、小長井地区から1件、合計28件の通知が出ています。解約理由としましては、すべて中間管理事業を活用するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、貝津町の畠1筆670m²を駐車場用地とする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、平山町の田畠25筆合計16,680m²を宅地造成する売買の届出です。

2番、鷺崎町の畠1筆621m²に集合住宅を建築する売買の届出です。

3番、鷺崎町の畠2筆532m²に集合住宅を建築する売買の届出です。

4番、鷺崎町の畠2筆683m²に集合住宅を建築する売買の届出です。

5番、多良見町市布の畠1筆137m²を分譲宅地とする売買の届出です。

報告第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、飯盛町川下の畠2筆合計354m²について、平成13年3月22日付で住宅用地とする転用許可をしておりましたが、許可後建築を行っておらず、また譲受人死亡のため、今回取消願を受理いたしました。

報告第6号「農地改良等届書受理の件」についてご報告いたします。

1番、高来町坂元の田5筆合計2,881m²について、11枚の田を1枚に整備して大型農業機械による耕作を可能にするため農地改良を行うものとなっております。

報告第7号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

諫早地区2件、有喜地区1件、真津山地区1件、高来地区1件、合計5件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う

意見聴取の件 3件

議案第2号 農地法第3条許可 6件

議案第3号 農地法第5条許可 12件

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画

に対する意見聴取の件 9件

議案第5号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書提出

(案)について 1件

以上、審議件数は、全部で31件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度諫早市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

議長

議事錄署名人

議事錄署名人